

法律の改正に向けて ～ハラスメントの対応と防止対策～

アトリエエムの
ハラスメントセミナー

2019
10/18

パワハラ防止に取り組むことを義務づける法律が来年4月から施行される見込みです。カスタマーハラスメントへの対応やセクハラ防止策の強化等も盛り込まれる予定です。今回のセミナーでは「特別講義」として法律と指針等について弁護士の中村衣里さんにわかりやすく解説していただきます。その後ハラスメントの相談対応、行為者ヒアリング、防止対策等についてロールプレイを通して具体的に学びます。

日時

10月18日(金) 11:00～17:00

会場

ドーンセンター 4階 大会議室 1
(大阪府立男女共同参画・青少年センター)
大阪府中央区大手前 1-3-49
TEL 06-6910-8500

講師

中村 衣里さん

弁護士、西宮 Women's 法律事務所。兵庫県庁で10年間勤務の後、弁護士登録。セクハラ、DV等の被害者支援に取り組んでいる。兵庫県弁護士会両性の平等に関する委員会委員

三木 啓子

アトリエエム代表、産業カウンセラー。企業、行政機関、教育機関、各種団体等でハラスメントセミナーを多数実施

定員

30人(先着順)

企業、行政機関、教育機関、労働組合
個人の方等

参加費

9,000円 (税、資料代含む)

《プログラム》

特別講義

① ハラスメントの法改正と 指針について



中村衣里弁護士



三木 啓子

実践講義

- ② 事例解説、ハラスメントの相談対応
- ③ 相談対応のロールプレイ
- ④ 行為者ヒアリング、判例解説、防止対策

参加申込書

団体名	住所/〒
部署/役職名	
名前(ふりがな)	TEL
E-mail	FAX

【主催】

アトリエエム株式会社

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-4-27-401
info@atoriem.jp http://atoriem.jp
TEL 06-4256-8836 FAX 06-4256-8837

共催：ドーン運営共同体(ドーンセンター指定管理者)

後援：中央労働災害防止協会 連合大阪

一般財団 大阪府男女共同参画推進財団(ドーン財団)